

足立区剣道連盟「メール配信業務規程」

(目的)

第1条 この規程は、足立区剣道連盟（以下「連盟」という）が大会要項、事業等の告知、諸案内等（以下「連盟情報」という）について、連盟に登録された加盟団体の会員のメール（以下「配信会員」という）に「メール配信サービス」（以下「本サービス」という）を行うための必要事項を定めることを目的とする。

(配信会員の登録)

第2条 本規程における配信会員は、連盟の所定の手続きに従い承認され、配信会員登録を行った者とする。

2. 配信登録手続きは、加盟団体の責任者が行い、配信会員は1団体3配信会員まで登録できるものとします。なお、受信または発信する機器（PCまたはiPhone）は個人または当該加盟団体所有の物に限る。

(配信会員の変更・廃止)

第3条 登録された配信会員のメールアドレス等に変更および廃止が生じた場合は、すみやかに連盟に「変更または廃止」の連絡を行う。

2. 連盟に「変更または廃止」の連絡がなされても、連盟の事務手続きが行われるまでは、変更・廃止登録前の情報にて配信が行われることがある。

(本サービスの内容)

第4条 配信会員は、連盟から電子メールまたはウェブサイト（マイページ）にて配信される「連盟情報」について加盟団体内の会員相互への連絡等を行う。

2. 「連盟情報」について添付ファイルがある場合は、必ず「パスワード」を設け、パスワードは定期的に更新される。なお、パスワードは第三者には口外してはならない。

(登録情報の取得および取扱い)

第5条 連盟は、本サービスに関連して取得した個人情報は第1条の（目的）達成のため以外は使用しない。また、個人情報保護方針に従い厳格な取扱いをするものとする。

2. 配信会員は、自己の登録情報を最新なものを提供し、変更が生じた場合は速やかに連盟へ所定の手続きにより変更登録する。

(免責)

第6条 連盟は、本サービスの利用に関し、配信会員に損害または不利益が生じた場合、連盟の故意または重大な過失に基づく場合を除いては一切の責任を負わない。

2. 連盟は、本サービスに関連した通信回線やコンピュータなどの障害が生じた場合一切責任を負わない。

附則 この規程は、平成29年5月1日から施行する。